

## 令和5年度 農工商等連携推進事業委託仕様書

### 1 事業目的

川崎市内産農産物の付加価値向上や農作業の効率化・省力化、地域の活性化等を図るため、農業者、JA、工業者、商業者、大学、NPO、市民等の多様な主体の取組から都市農業における課題の解決手法を探る「都市農業活性化連携フォーラム」(以下、「フォーラム」とする。)を開催し、新たな農業価値の創造につなげることで、川崎ならではの「多様な連携による都市農業」を次世代に引き継いでいく。

### 2 業務概要

フォーラムを企画し、本市が提供する過去の参加者一覧等により参加者の呼びかけを行い、準備や当日の運営を含めて受託者により開催する。また、次年度における事業説明等に活用できるよう、分かりやすい表現とデザインにより一連の結果についてとりまとめ、報告書を作成する。

契約の履行期限は、令和6年3月18日(月)までとする。

### 3 業務詳細

#### (1) フォーラム企画運營業務

- ア 委託期間内に、フォーラムを最低1回企画し、開催・運営する。企画内容は過去参加した農業者等の意見を反映したものとす。また、開催内容については、有識者アドバイザーを設定して相談することも可能とする。
- イ フォーラムは、参加者が交流を通じて、農業者の課題についての事例共有や、多様な主体(企業や団体、先進的な取組を行う農業者等)の取組から都市農業における課題の解決手法を探ることを目的とする。目的が達成できるのであれば、形式(講演会・商談会・グループ討議・交流会等)は問わないものとする。
- ウ フォーラムの規模については、50人規模の参加を目標とし、1回で50人規模開催としても、複数開催で累計50人の参加者としても構わない。(開催数は2を上限とする)なお、それに対応できる会場や備品、講師等に関する申込み、手配、料金の支払いを総括して行う。
- エ 企画、準備、資料作成(配布資料、投影データ含む)及び当日の会の運営、記録業務を行う。また、グループ討議等を実施する場合には、農業者と他分野の企業・団体等の交渉内容・件数を市に報告できるようコーディネーター等を配置することとする。
- オ フォーラムに同席し、必要に応じて課題等に対する助言等を行うこと。
- カ フォーラムの参加者に対してアンケートを実施する。アンケートは農業者が関心を持った取組についての記載欄を設けるなどして、その後の都市農業の課題解決に向けた農業者と多様な主体とのマッチングに活用できるものとする。

- キ フォーラムの結果を広く展開し、農業振興に係る事業に反映させることを目的として、開催毎に内容をまとめ、分かりやすいデザインと表現により報告書（A3 両面カラー1 枚二つ折りのリーフレット型）を作成し、1,000 部をカラー印刷のうえ、募集時に呼び掛けた団体（最低約 300 団体）には1 部ずつ送付し、残りを市に送付すること。併せて報告書の電子データも市に送付すること。
- ク なお、新型コロナウイルス感染症等、不測の事態により、会場に集まることが困難となった場合に備え、市と協議のうえ、事業目的を達成できるよう、オンライン併用開催（オンラインビデオ会議又は動画配信等）に対応するものとする。

## (2) フォーラムへの参加者募集業務

- ア 参加募集チラシを作成し募集事務を行うこと。
  - ・最低約 300 団体への呼びかけ  
農業者、農業に関心のある多様な主体に向けて積極的に啓発及び参加呼びかけを実施すること。特に過去参加者約 300 団体にはチラシの郵送も実施すること。
  - ・参加募集チラシ最低 1,000 枚（A4 表裏カラー）作成
- イ インターネットを活用した参加告知も行うこと。

## (3) 成果物

フォーラムの開催結果について、今後の施策に向けた展開可能性も分析し、その内容を盛り込んだ報告書を作成する。報告書については電子データに加えて、簡易的なカラー印刷により 10 部を納品するものとする。

## 4 検査

本仕様書に基づき、検査員が検査を行う。

## 5 支払方法

支払は、契約期間終了後、履行を検査・確認した上で、受託者の発行する適法な請求書に基づき、一括して支払う。

## 6 その他

- (1) 本事業の実施に際し、本市と十分な連絡・調整を行うこと。また、フォーラムの運営に際しては、本市及び施設管理者と十分な連絡・調整を行うこと。
- (2) 契約後、本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、また、記載されていない事項については、担当者と協議の上、指示に従うこと。
- (3) 本事業の実施において得た情報は、本事業以外の目的に使用しないこと。また、本事業が終了した後は、速やかに破棄すること。

- (4) 業務に関する内容は、市に許可なく外部に発表しないこと。
- (5) 受託者の責任に起因する問題が発生した場合は、受託者は自己の責任において、これを修復するものとする。
- (6) この仕様書の内容は、受託者と協議の上、変更することができるものとする。